

生活衛生関係営業を経営するみなさま

生活衛生同業組合加入

を

おすすめします



組合加入のメリット①

賠償保険の
保険料の節約



組合加入のメリット②

優遇金利の
生活衛生融資

組合加入のメリット③

経営に必要な
情報の入手 など



11月は生活衛生同業組合活動推進月間です

生活衛生同業組合(生衛組合)は、法律に基づき都道府県知事認可により設立されています。どなたでも加入できます。

生活衛生同業組合加入

1

各種共済、保険料掛金の節約

- ・総合賠償共済制度
- ・生命傷害共済制度
- ・火災共済制度
- ・自動車総合共済制度 など

(注) 共済・保険制度は各業の特性に応じて内容が異なります。

<例1>
経費節約

2

研修会、講習会無料参加

- ・各業の技術講習会
- ・各業の衛生管理セミナー
- ・感染症対策講習会
- ・経営セミナー など



3

いち早い情報の入手

HACCPや受動喫煙防止対策への対応、規制緩和、食中毒、新型コロナウイルスなど組合のネットワークで必要な情報をいち早く入手

<情報伝達の流れ>



保険料の安い団体保険制度への加入がお得です

美容組合の例

美容所賠償責任補償制度の概要

美容組合の組合員になると、1店舗年間1,600円という組合ならではのリーズナブルな掛金で、大きな補償を受けられる保険に加入できます。

- 掛金は1店舗につき年間**1,600**円
- 身体賠償は1名につき**5,000**万円まで。1事故につき**1**億円まで。
- 財物賠償は1事故につき**300**万円まで。*受託物は500万円まで。



飲食業組合の例

全飲連新総合賠償(食中毒)共済制度の概要

「全国飲食業生活衛生同業組合連合会(都道府県飲食業組合の全国団体)」の組合員になると、食中毒賠償と総合賠償が一つになった共済制度に加入できます。組合ならではのリーズナブルな保険料です。

●年間売上高**5,000**万円以下の一般飲食店・居酒屋の場合

エコノミー
プラン

食中毒賠償事故のみ補償

年間**2,300**円の掛金で**5,000**万円まで補償
(月々の掛金はわずか**192**円)
*オプションで休業補償も追加できます

ワイド
プラン

食中毒賠償事故 + 生産物賠償事故(財物賠償) + 施設・昇降機賠償事故 + 受託物賠償事故 + 人格権侵害・宣伝障害

年間**5,500**円の掛金で、**5,000**万円まで補償(W型)
*オプションで休業補償も追加できます



◆その他の組合でも充実した内容の団体保険に加入できます。都道府県内各組合へお問い合わせください。

は多くのメリット!!

4

生活衛生融資 有利な条件で 利用できます

- ・低金利
- ・融資限度額が大きい
- ・長い返済期間
- ・無担保・無保証人の融資制度
- ・復興事業促進支援融資制度



<例 2>
金利負担縮減

5

無料相談が受 けられます

- ・専門家による経営支援相談
- ・業種に応じた法律、融資、税務に関する相談



6

各業の個別特 典で経費節約・ 利益アップ!

- ・カラオケ著作権料 **20%** 割引
- ・クレジットカード手数料の **優遇**
- ・NHK受信料の**大幅割引**
- ・電気代は、組合契約の新電力会社への切り替えで、**大幅削減**

<例 3>
経費節約

生衛組合に加入すると、 日本政策金融公庫の 「生活衛生融資」 が有利な条件で利用できます

(令和2年6月末現在)

融資限度額が
大きい

一般貸付の7,200万円
に対し、組合員の場合
は1億5,000万円

ここが違う!
融資制度
(振興事業貸付)

金利が
低い

組合員は通常の金利と
比べ最大▲1.2%低利
1,000万円(10年間)
の融資で約60万円の差

返済期間が
長い

一般貸付は13年以内
組合員は20年以内

**新型コロナウイルス
感染症特別貸付を
新設**

GOOD!

カラオケ著作権料

毎月20%の割引。
BGMも20%割引
です。

※社交業や飲食関係の組合・
旅館ホテル組合



NHK受信料

組合を通じてのお支払
で大幅割引。大変
お得です。

※全国旅館ホテル組合



クレジットカード

組合加入で手数料
率の優遇。その分
経費節約ができます。

※各業の特性に応じて実施されており、
取扱いのない組合もあります。



(注) 個別特典は、各業の特性に応じて
実施されており、すべての業種・組
合にあてはまるものではありません。

**生衛組合は、組合員一人ひとりと力を合わせて、
新型コロナウイルス感染症を乗り越えるため活動しています**

がんばろう
生活衛生業！

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する最新情報の提供
- ・ 感染拡大の影響に伴う特別貸付の指導・助言
- ・ 新しい生活様式を踏まえた経営スタイルの指導・助言
- ・ 感染拡大予防ガイドラインの実践の指導・助言
- ・ 国・都道府県に対する新型コロナウイルス感染症に関する緊急
救済対策および事態収束後の復興等に向けた要望活動の実施

こうした活動の実施には多くの組合員の皆様の支えが必要です。組合加入は、地域経済を支え、超高齢社会における地域社会の暮らし、豊かな国民生活にも、間接的に貢献していることとなります。

山梨県の生活衛生同業組合のお問い合わせ先

(組合加入やご相談などお気軽にどうぞ)

組 合 名	所 在 地	電 話 番 号
山梨県鮪商生衛組合	甲府市下曾根町 2055-3	055-298-6906
山梨県食肉生衛組合	甲府市丸の内 3-6-1 松風ビル3階	055-226-2155
山梨県理容生衛組合	甲府市南口町 4-8 山梨県理容会館内	055-233-8778
山梨県美容業生衛組合	甲府市緑が丘 2-13-36	055-253-5667
山梨県興行生衛組合	甲府市中央 1-5-12 シアターセントラル Be 館内	055-233-3023
山梨県旅館ホテル生衛組合	甲府市城東 4-16-10	055-225-4277
山梨県公衆浴場業生衛組合	甲府市住吉 4-6-23 ふじ温泉内	055-232-1081
山梨県クリーニング生衛組合	甲府市朝日 1-9-10	055-252-9072
山梨県社交飲食業生衛組合	甲府市上石田 3-2-12 石川特定行政書士事務所内	055-222-3368

*なお、各組合によって、営業時間が異なります。不在の場合は、下記指導センターにお問合せください。

都道府県生活衛生営業指導センターは、生活衛生業の皆様と生衛組合を支援します

主な業務

- ・ 経営、税務、労務、融資、衛生等の無料相談
- ・ 設備資金・運転資金の融資相談
- ・ 経営改善等の無料セミナーの実施
- ・ 生活衛生業に関する最新情報及び資料の提供
- ・ 消費者への生衛業啓発、苦情相談の実施 等



都道府県指導センターに
お気軽にお電話ください

※指導センターは「生活衛生関係営業の運営の適正化
及び振興に関する法律」に基づき、都道府県知事が
指定する公益財団法人です。



公益財団法人 山梨県生活衛生営業指導センター

〒400-0863 山梨県甲府市南口町4-8 山梨県理容会館2階

TEL : 055-232-1071 FAX : 055-233-3818

山梨県指導センター

検索